

恵み豊かな環境を未来に



三重県知事 野呂 昭彦

三重県は、豊かな緑、きれいな水、さわやかな空気などの自然に恵まれ、また、日本でも有数の歴史的・文化的遺産を数多く有しています。

このような「恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいくこと」が私たちに課せられた責務であるとの認識のもとに、県では、平成9年6月に三重県環境基本条例（平成7年3月に制定）に基づきまして基本計画を策定し、各種の環境保全のための施策を進めてまいりました。

しかしながら、基本計画策定後7年が経過した今日の状況を見ますと、地球温暖化の対応が急務となっており、また、有害化学物質による環境汚染の顕在化、さらには、循環型社会の形成に向けての多くの法令の整備、事業者によるISO 14001の認証取得などによる自主的な取組の広がりなど、環境政策を進める上で取り巻く状況は大きく変化してきてあります。

このような状況を踏まえ、環境基本条例の基本理念であります「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向けた、21世紀初頭の環境保全に関する取組の方向を示す新たな計画を策定いたしました。

今後、県では三重に住む人、住みたい人、訪れる人及び三重県を生活拠点とする人に対して、安全の確保を第一に、限りある資源の循環利用を進め、環境への負荷を低減させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り育てる活動を進めるなど、将来にわたって安心してくらしを営める持続可能な循環型社会づくりを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「三重県環境審議会」、「三重県環境審議会環境基本計画部会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成16年6月